

平成 29 年 11 月 24 日
高齡施策担当部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の12および第115条の21の規定により、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定更新について、下記のとおりとする

記

1 区内指定地域密着型サービス事業者等

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	更新年月日	利用定員
シルバーハート 練馬デイサービスセンター 練馬四丁目24番15号 コーナス豊島園	有限会社シルバーハート	平成30年1月1日	12名

2 区外指定地域密着型サービス事業者

地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	更新年月日	練馬区民利用者数
絆ひだまりの会デイサービス 南長崎の家 豊島 豊島区南長崎三丁目10番19号	日本総合福祉会株式会社	平成30年1月1日	2名
デイサービスおひさま通り 群馬県前橋市力丸町435番5	株式会社AKI	平成30年1月1日	1名
リハぷらざしき 埼玉県志木市本町二丁目 5番46号	株式会社めいとケア	平成30年1月1日	1名